

平成25年度「東京都環境影響評価審議会」第2回総会 議事録

日時 平成25年5月17日(金)午後3時00分～午後5時28分

場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

出席委員

小島会長 柳第一部長 山本第二部長 伊藤委員 大塚委員 片谷委員 黒田委員
田中正委員 中杉委員 羽染委員 平手委員 町田委員 山下委員 義江委員

議事内容

1 答申

(1) 「浜松町駅西口周辺開発計画」環境影響評価書案

評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められること及び大気汚染、騒音・振動、風環境、景観の項目に係る指摘事項について留意するよう努めるべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申。

(2) 「東京都環境影響評価技術指針の改定について」

現在の技術指針は、平成14年7月の計画段階影響評価制度の導入時に改定されたものであり、この間の環境影響評価を取り巻く状況の変化を踏まえ、科学的かつ適正に行われるよう改定することが必要であるという総括的事項及び大気汚染、振動・騒音、水質汚濁、土壌汚染、地盤、地質・形質、水循環、生物・生態系、日影、電波障害、風環境、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物、温室効果ガスの項目に係る個別的事項を付した答申文を、全会一致で知事へ答申。

2 諮問

(1) 「(仮称)四谷駅前地区市街地再開発事業」評価書案

会長の指名により第二部会へ付託。

3 受理関係

別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告。

4 報告

東京都環境影響評価条例の改正について、事務局より概要を説明。

別紙 受理報告一覧

区 分	対 象 事 業 名 称
1 環境影響評価調査計画書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 光が丘清掃工場建替事業
2 計画段階環境配慮書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 川口土地区画整理事業
3 環境影響評価書案	<ul style="list-style-type: none"> ・ (仮称) 四谷駅前地区市街地再開発事業
4 事後調査報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市高速道路中央環状品川線 (品川区八潮～目黒区青葉台間) (工事の施行中その2) [法アセス] ・ 南山東部土地区画整理事業 (工事の施行中その4) ・ 大日本印刷市谷工場整備事業 (二期工事の施行中その3) ・ 駒沢学園移転事業(工事の完了後その2) ・ 国分寺都市計画道路3・2・8号府中所沢線 (府中市武蔵台～国分寺市東戸倉間) (工事の施行中その1) ・ 東京国際空港再拡張事業 [法アセス]
5 変 更 届	<ul style="list-style-type: none"> ・ 紀尾井町南地区開発事業 ・ 赤坂一丁目地区第一種市街地再開発事業 ・ (仮称) 立川立飛商業施設計画 ・ 東京都市計画道路放射第5号線 (杉並区久我山二丁目～久我山三丁目) 建設事業

	<ul style="list-style-type: none"> ・豊洲新市場建設事業
6 着 工 届 (事後調査計画書)	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)港区芝浦一丁目計画
7 完 了 届	<ul style="list-style-type: none"> ・イオン東久留米ショッピングセンター(仮称) 建築事業

平成25年度「東京都環境影響評価審議会」第2回総会

速 記 録

平成25年5月17日（金）

都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

(午後3時00分開会)

小川環境都市づくり課長 本日は、お忙しい中、御出席をいただき、ありがとうございます。

事務局から御報告申し上げます。

現在、委員23名のうち13名の御出席をいただいております。

今、平手委員がお見えになりましたので、14名の出席をいただいております。

それでは、平成25年度第2回総会の開催をよろしくお願いいたします。

なお、本日、傍聴のお申し出がございますので、あわせてよろしくお願いいたします。

小島審議会会長 それでは、会議に入ります前に、傍聴を希望する方がおりますので、「東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱」第6条第3項の規定によりまして、会場の都合から、傍聴人の数を30名程度とさせていただきます。

それでは、傍聴の方の入場、よろしくお願いいたします。

(傍聴人入場)

小島審議会会長 傍聴の方は、傍聴希望案件が終了次第、退室されて結構ですので、よろしくお願いいたします。

それでは、ただ今から、平成25年度「東京都環境影響評価審議会」第2回総会を開催いたします。

本日は、会議次第にありますように、答申2件に係る審議を行った後に、諮問1件と受理報告を受けることにいたします。

まず「浜松町駅西口周辺開発計画」環境影響評価書案の答申に係る審議を行います。

この事案につきましては、第二部会で審議していただきましたので、その結果について、山本第二部会長から報告を受けたいと思います。よろしくお願いいたします。

山本第二部会長 それでは、資料1をご覧いただきたいと思います。

まず初めに、部会で取りまとめました答申案文を事務局から朗読してください。

上田アセスメント担当課長 それでは、朗読いたします。本日の会議次第の1ページ、資料1でございます。ご覧ください。

平成25年5月17日

東京都環境影響評価審議会

会長 小島圭二 殿

東京都環境影響評価審議会

第二部会長 山本 貢平

「浜松町駅西口周辺開発計画」環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

2ページをご覧ください。別紙がございます。

「浜松町駅西口周辺開発計画」に係る環境影響評価書案について

第1 審議経過

本審議会では、平成24年9月26日に「浜松町駅西口周辺開発計画」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における審議を重ね、都民及び関係地域区長の意見を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表は4ページでございますので、御確認ください。

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意するとともに、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

【大気汚染】

1 建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の予測において、最大着地濃度出現地点では、寄与率が最大63.3%である上に環境基準も超えている。よって、予測に反映しなかった環境保全のための措置を徹底するなど、大気質への影響の一層の低減に努めること。

2 建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測において、「道路環境影響評価の技術手法」による予測手法を用いているが、これを選定した理由について、特徴を示すなどして明らかにすること。

【騒音・振動】

1 事業区域の至近に仮移転中の保育園が存在し、工事工程によれば近接する工区の工事期間と仮移転期間が重なることから、解体工事等における環境保全措置の徹底を図り、騒音・振動の低減に努めること。

2 本事業は鉄道や地下鉄、モノレール、バスターミナル等交通結節点の機能を生かしながら、12年間の長期にわたって工事が継続する予定であり、工区割りも複雑である。

新旧建物や構造物間の反射、歩行者動線の付け替え等により利用者等への影響も考えられることから、騒音の状況に応じたきめ細かな環境保全措置の実施に努めること。

【風環境】

風洞実験の予測結果では、防風植栽等により風環境が対策前より改善されるとしているが、計画地内外に歩行者動線が整備されること等から、より一層の防風対策を実施すること。

また、事後調査において、防風対策の効果を確認し、必要に応じて適切な対策を講じること。

【景観】

旧芝離宮恩賜庭園のみならず、浜離宮恩賜庭園や計画地周辺からの眺望にも配慮し、圧迫感や威圧感を極力低減させることが重要である。

このため、高層棟の南北分離や壁面の後退に加えて、周辺の街並みや歴史的な庭園と共存するための地域景観への配慮についても、分かりやすく具体的に記述すること。

4ページは付表がございます。

以上でございます。

山本第二部会長 それでは、私から審議の経過について御報告いたします。

「浜松町駅西口周辺開発計画」に係る環境影響評価書案は、平成24年9月26日に当審議会に諮問されまして、第二部会に付託されました。

それ以降、現地視察及び部会における3回の審議を行いまして、ただいま朗読いたしましたような答申案文として取りまとめることといたしました。

この間、本評価書案に対しましては、都民から2件の意見書の提出がございました。

また、関係区長である港区長及び中央区長からも意見が提出されております。

この意見に対しましては、見解書におきまして事業者の見解が示されております。

なお、都民の意見を聴く会につきましては、都民から公述の申出がなかったため、開催されませんでした。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、本評価書案における現況調査、予測及び評価は、おおむね東京都環境影響評価技術指針に従って行われたものであると認められますが、環境影響評価書の作成に当たりましては、関係住民等が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、ここに指摘する事項に留意することを求めることといたしました。

次に、指摘の内容について御説明いたします。

本事業の計画地は、JR浜松町駅、東京モノレール浜松町駅に近接し、また、大門通り（区道1102号）に面する約2.9ヘクタールの敷地でございます。

事業の内容は、事務所、店舗、バスターミナルなどを主な用途とする建築物を新築するもので、対象事業の種類は「高層建築物の新築」となっております。

まず、【大気汚染】の意見ですが、建設機械の稼働による二酸化窒素の予測値は、環境基準を超えていることから、環境保全措置の徹底を求めるものなど、2件でございます。

次に、【騒音・振動】です。事業区域の至近に保育園が存在することから、解体工事等における環境保全措置の徹底を求めるものなど、2件でございます。

続いて、【風環境】です。計画地内外に歩行者動線が整備されることから、より一層の防風対策の実施を求めるとともに、防風効果を確認し、必要に応じて適切な対策を講じることを求めるものでございます。

最後に、【景観】です。計画地周辺に旧芝離宮恩賜庭園などがあることから、周辺の街並みや歴史的な庭園と共存するため、地域景観への配慮について、分かりやすく記述することを求めるものでございます。

以上で、私からの報告を終わります。

小島審議会会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの報告につきまして、何か御意見等々ございましたら、どうぞ。

第二部会の方々に、何か補足することはございますか。よろしゅうございますか。

それでは、第二部会で十分審議いただきました内容が、今、報告いただいたことです。これについて特段の御意見はないようですから、この報告をもちまして本審議会の答申としたいと思っております。これでよろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

小島審議会会長 ありがとうございました。それでは、そのようにさせていただきたいと思っております。

では、かがみの配付をよろしく申し上げます。

（「かがみ」を配付）

小島審議会会長 行き渡りましたでしょうか。

それでは、答申書を読み上げてください。

上田アセスメント担当課長 それでは、読み上げます。

25東環審第6号

平成25年5月17日

東京都知事

猪瀬直樹 殿

東京都環境影響評価審議会

会長 小島 圭二

「浜松町駅西口周辺開発計画」環境影響評価書案について（答申）

平成24年9月26日付24環都環第289号（諮問第400号）で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙は、先ほど読み上げたとおりでございます。

小島審議会会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま朗読しましたとおり、知事に答申することにいたします。どうもありがとうございました。

次に移らせてもらいまして、「東京都環境影響評価技術指針の改定について」に係る審議を行います。

この事案につきましては、技術指針検討部会で審議いただきましたので、その結果について、柳技術指針検討部会長から報告を受けたいと思います。よろしく願いいたします。

柳第一部会長 わかりました。それでは、資料2をごらんください。

初めに、部会で取りまとめました答申案文を事務局から朗読をお願いいたします。

上田アセスメント担当課長 それでは、読み上げの前に、部会で中間答申の案についてつけ加える事項がございましたので、そのところについて報告いたしたいと思います。本日の資料の8ページをごらんください。上から2つ目、現況調査の というところでございますが、最後の行の「地域の騒音」に「・振動」という言葉をつけ加えるということを部会で御意見いただきましたので、加筆してございます。

それでは、16ページの付表でございますが、この一番下に（注）として、諮問から第1回の部会が開かれるまでの間について記述した方が良いとのことでしたので、調査等をことを記述いたしました。

報告は以上でございます。

それでは、答申案文を朗読いたします。資料2、5ページをごらんください。

平成25年5月17日

東京都環境影響評価審議会

会 長 小 島 圭 二 殿

東京都環境影響評価審議会

技術指針検討部会長 柳 憲一郎

東京都環境影響評価技術指針の改定について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

6ページをご覧ください。別紙がございます。

京都環境影響評価技術指針の改定について

第1 審議経過

本審議会では、平成22年2月25日に東京都環境影響評価技術指針(以下「技術指針」という。)の改定について諮問されて以降、専門的な見地から検討するために技術指針検討部会を設置し、同部会における審議を重ね、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表は16ページでございます。

第2 審議結果

1 総括的事項

技術指針は、東京都環境影響評価条例(昭和55年東京都条例第96号 以下「条例」という。)に基づき、対象計画の策定及び対象事業の実施が環境に及ぼす影響を明らかにするために必要な調査、予測、評価などに係る項目、方法等の技術的事項を定めたものである。

現在の技術指針は、平成14年7月の計画段階環境影響評価制度の導入時に改定されたものであり、この間の環境影響評価を取り巻く状況の変化を踏まえ、浮かび上がった課題に対応し、環境影響評価が科学的かつ適正に行われるよう改定することが必要である。

改定に当たっては、関係法令等の改正、近年の環境影響評価技術や環境保全措置の動向、これまでの環境影響評価の実績から得られた知見を踏まえるとともに、都市の低炭素化、生物多様性の保全、資源循環の促進等の環境政策と連携し、環境に配慮した都市づくりに資することが重要である。

また、技術指針は、条例の改正等に伴い改定を重ねていることから、構成や内容を整理することにより、都民や事業者にとって一層分かりやすいものとするべきである。

2 個別的事項

【大気汚染】

〔環境影響評価の対象〕

微小粒子状物質（PM2.5）については、平成21年に環境基準が設定されたことから、別表2（大気汚染に係る予測・評価物質）に追加すべきであるが、予測手法は開発途上であり、個々の事業における寄与率を予測・評価することは困難な状況にあることから、常時監視測定局における監視体制が整備されたことを踏まえつつ、今後の動向を見極めながら、対応を検討していく必要がある。

〔現況調査〕

大気質の現地調査について、位置づけが不明確となっていることから、地域特性の把握、既存資料との関係の整理・解析のほか、予測結果との比較・検討を行うためのものを明確にすべきである。

大気質の測定方法について、公定法に準拠するとしているが、沿道環境の大気質の測定は公道上に測定機器の設置が困難であることから、簡易測定法を公定法と組み合わせて用いることができるよう明記すべきである。

気象の状況の調査期間の設定について、その期間が平年の状態と著しく異なったものでないことの確認のため適宜異常年検定を行うとしているが、検定結果に応じて必要な補正を行うよう明記すべきである。

〔予測〕

大気質の予測手法について、解析解モデルを用いることを基本としているが、複雑な地形や建屋による影響が想定される場合は、数値モデルを用いることができるよう明記すべきである。

道路事業などにおける将来交通量については、供用後の自動車走行に伴う大気質濃度の予測の基礎となるものであることから、その算出過程を分かりやすく説明する必要がある。

【騒音・振動】

〔環境影響評価の対象〕

低周波音については、1/3オクターブバンドレベルの音圧レベルを調査、予測・評価することとしているが、低周波音が生じるおそれがある場合はG特性音圧レベルについても調査、予測・評価を行うよう明記すべきである。

なお、低周波音の評価については、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（環境省）などにに基づき行うよう留意すべきである。

〔現況調査〕

環境騒音、環境振動の現地調査の調査期間について、騒音・振動に変動が考えられる場

合連続7日間測定することとしているが、その必要性は小さいことから、地域の騒音・振動の状況を代表し得る1日とすべきである。

〔予測〕

道路交通騒音の調査・予測地点について、幹線交通を担う道路に近接する空間の特例が適用される区域とその背後地では、環境基準が異なることから、必要に応じて背後地における調査、予測・評価を行うべきである。

道路交通騒音の予測手法について、定常走行区間と非定常走行区間で適用するパワーレベル式が異なることから、これに留意して測定するよう明記すべきである。

道路事業などにおける将来交通量については、供用後の自動車走行に伴う騒音・振動の予測の基礎となるものであることから、その算出過程を分かりやすく説明する必要がある。

〔環境保全のための措置〕

道路交通騒音の対策について、一層の騒音低減を促進するため、低騒音舗装を環境保全措置の例示に追加すべきである。

〔評価〕

騒音の影響に配慮すべき施設である学校について、事業実施に伴う騒音に対する適切な環境保全措置が講じられるよう、学校保健安全法に定める学校環境衛生基準を評価の指標に追加すべきである。

【水質汚濁】

〔環境影響評価の対象〕

環境影響評価の対象について、事業実施による汚水の排出、底質の改変が公共用水域に影響を及ぼす場合としているが、事業地内で汚染土壌を掘削する場合も、公共用水域へ影響を及ぼすことが考えられることから、対象とすべきである。

〔現況調査〕

公共用水域の水質の調査について、公共用水域の種類（河川、湖沼、海域）に応じた調査頻度が示されていないことから、都の公共用水域等の測定計画に準じて調査するよう明記すべきである。

汚濁負荷量の調査について、公共用水域への日平均排水量が500m³以上において行うこととしているが、水質汚濁防止法に基づく特定施設の対象規模に合わせ50m³以上とすべきである。

〔評価〕

海域における工事の実施による浮遊物質（SS）については、環境基準、関係法令による基準値が設定されていないことから、水産用水基準を評価の指標とすることができるよう明記すべきである。

【土壌汚染】

〔環境影響評価の対象〕

油臭・油膜のある油汚染土壌については、生活環境の保全に支障を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価の対象であることを明確にすべきである。

〔現況調査〕

土地利用の履歴の調査について、調査対象が不明確となっていることから、土壌汚染対策法及びダイオキシン類特別措置法に定める特定施設を対象として施設の種類、規模、使用状況等を把握できるよう明記すべきである。

〔予測〕

環境影響評価書案作成の際、既存建築物の存在により土壌汚染の現地調査が困難な場所については、調査を可能な段階で実施し、調査結果と対策を事後調査報告書等で報告するよう明記すべきである。

予測事項について、汚染土壌による地下水への溶出の可能性の有無や汚染土壌の量などとしているが、不適切な処理や運搬により土壌汚染が拡散するおそれも考えられることから、汚染土壌の拡散の可能性の有無についても予測・評価すべきである。

〔環境保全のための措置〕

平成23年の水質汚濁防止法改正に伴い、地下水汚染の未然防止が義務付けされたことから、環境保全措置に地下浸透防止施設の設置を追加すべきである。

【地盤】

〔環境影響評価の対象〕

地下水位の低下を引き起こす要因について、地下水の揚水などとしているが、地下利用の大深度化の状況を踏まえ、地下構造物の設置による地下水の流動阻害も要因であることを明記すべきである。

【地形・地質】

〔環境影響評価の対象〕

環境影響評価の対象について、切土・盛土における斜面の安定性などを「土地の安定性」と総称しているが、対象の内容を明確にするため「斜面等の安定性」などの表記に修正すべ

きである。

【水循環】

〔環境影響評価の対象〕

環境影響評価の対象について、地下利用の大深度化の状況を踏まえ、地下構造物の設置により地下水の流動阻害が生じるおそれがある場合を明記すべきである。また、集中豪雨時の流出抑制を考慮する必要がある場合についても対象とすることを明記すべきである。

〔予測〕

予測事項について、地下水位の変化や地下水涵養能の変化などとしているが、地下利用の大深度化の状況への対応として地下水の流動阻害の変化の程度を、また、集中豪雨時の流出抑制への対応として表面流出量の変化の程度を追加すべきである。

【生物・生態系】

〔環境影響評価の対象〕

生物・生態系の環境影響評価項目は、基本的に樹林などの自然地を開発する場合に選定することとしているが、都市部においても生きものの生息空間の創出など生物多様性保全への配慮が必要となっていることから、事業計画地が都市部の緑地等がない場所であっても、緑地や水辺空間を整備する場合は、環境影響評価項目の選定を検討し、緑地の創出や、エコロジカルネットワークの形成に関する予測・評価を行うことが望ましい。

生態系について、比較的自然が豊かな場所を想定して陸域、海域、陸水域の3つに分類しているが、近年、都市部における開発が増加する中で、こうした地域の公園や河川、緑地等を基盤として成立する生態系を考慮する必要があることからの、生態系の分類に都市域生態系を追加すべきである。

〔予測〕

生物・生態系の予測について、工事施工計画と現地調査結果を重ね合わせる方法によるとしているが、定量的な予測手法も確立してきていることから、樹林地などの自然地へ大きな影響が及ぶおそれのある場合、できる限り定量的な予測を行うことが望ましい。

〔環境保全のための措置〕

緑地の整備に当たっては、分断された生息域をつないで多様な生物の生息環境を確保していくため、郷土種などの樹種の活用に留意すべきである。

保全する緑地や創出する緑地等については、良好な生育環境を保持するため、適切な維持管理に留意すべきである。

【日影】

〔環境影響評価の対象〕

日影による影響に特に配慮すべき対象について、学校や病院、福祉施設などに限定しているが、計画地周辺の住民等が利用する公園、緑地等についても配慮すべき対象に追加すべきである。

【電波障害】

〔環境影響評価の対象〕

環境影響評価の対象とする電波について、アナログ放送が廃止されたことから、地上デジタル放送、衛星放送、通信衛星放送とすべきである。

〔現況調査〕

テレビ電波の受信状況の調査について、調査事項は端子電圧、受信信号のビット誤り率、等価CN比、受信画質とし、調査方法は関係団体が定める建造物による受信障害調査の指針等に準拠すべきである。

〔予測〕

建築物による電波障害の予測については、関係団体が推奨する予測手法を参考とすべきである。

【風環境】

〔環境影響評価の対象〕

通風の阻害について、定量的な評価手法は確立していないものの、風の強弱の予測は可能になっていることから、通風阻害による影響が予想される場合は、事業計画の中で対策の内容を明らかにすべきである。

〔予測〕

流体数値シミュレーションの予測手法を用いる場合は、適切な条件設定のもと予測を行うため、学術的に推奨される計算条件を参考とするよう明記すべきである。

風洞実験による予測手法を用いる場合、実験模型の外観写真を明らかにすることとしているが、防風対策の内容をより分かりやすくするため、風洞実験における防風植栽等の設定状況の写真についても記載するよう明記すべきである。

予測地点ごとの風速比については、現況、建設後（防風対策前）、建設後（防風対策後）の変化を比較しやすいよう、レーダーチャートなどを用いて分かりやすく図示するよう明記すべきである。

【景観】

〔現況調査〕

平成16年の景観法制定に伴い、都や区市町村において景観条例、景観計画が策定されている状況を踏まえ、その内容を調査するとともに、適合の状況を予測・評価すべきである。

〔予測〕

代表的な眺望地点については、不特定多数の人の利用度が高い場所などを選定することとしているが、計画地周辺の日常生活の視点が不足していることから、計画地周辺の住民が慣れ親しんだ景観が望める場所についても予測地点として選定できるよう明記すべきである。

高木植栽による圧迫感軽減などの環境保全措置については、具体的な内容や効果を分かりやすくするため、環境保全措置の内容をモニタージュ写真に反映する方法などにより明らかにすべきである。

【史跡・文化財】

〔環境影響評価の対象〕

環境影響評価の対象について、平成16年の文化財保護法改正に伴い、棚田や里山など人と自然との関わりの中で作り出された景観が「文化的景観」として新たに保護対象となったことから、これを対象に追加すべきである。

なお、史跡・文化財の項目では、棚田や里山などの文化的景観の構成要素自体の改変を対象とし、文化的景観の眺望の変化については、景観の環境影響評価項目において予測・評価すべきである。

〔予測〕

史跡・文化財への影響の予測について、定性的に把握するとしているが、事業実施による改変の範囲や程度を明らかにした上で、影響の程度を把握するよう明記すべきである。

【自然との触れ合い活動の場】

〔環境影響評価の対象〕

自然との触れ合い活動の場の環境影響評価項目は、対象事業の実施が計画地周辺の自然との触れ合い活動の場へ影響を及ぼす場合などに選定することとしているが、事業地内に緑地等の自然との触れ合い活動の場を新たに整備する場合、環境影響評価項目の選定を検討し、必要に応じて事業地周辺の公園・緑地等とのネットワークの形成について予測・評価することを明記すべきである。

【廃棄物】

〔現況調査〕

廃棄物の処理状況について、事業計画地及びその周辺における廃棄物の分別、収集等を調査することとしているが、事業計画に工場等の建替が含まれる場合、新設する施設の廃棄物処理計画との比較ができるよう既存施設における廃棄物の処理状況も調査するよう明記すべきである。

〔予測〕

廃棄物及び建設発生土の予測事項について、排出量のみとしているが、資源循環により環境負荷をできる限り低減するとともに適切に処理・処分する観点から、排出量に加え、発生抑制・再利用・再資源化、中間処理、最終処分の量や方法についても予測・評価すべきである。

工事の完了後の予測事項について、産業廃棄物は事業者自らの事業活動によるものと限定しているが、対象事業区域内に併設される施設から、事業者以外の者によって排出される産業廃棄物が、事業計画地周辺に影響を及ぼすことも考えられる。このことから、対象事業区域内から排出される産業廃棄物は事業者自らのものに限定せず、できる限り予測・評価することが望ましい。

フロン類使用製品については、温室効果ガスの環境影響評価項目における観点とは別に、オゾン層保護のために適正な廃棄処理に配慮する必要があることから、廃棄物の環境影響評価項目において、廃棄する際の処理・処分方法について予測・評価すべきである。

工事の施行中における廃棄物及び建設発生土の予測時点について、排出時点又は排出期間としているが、事後調査において工事の進捗に応じた比較ができるよう、事業期間が長期に及ぶ場合は、工事期間の中間的な時点での予測をできる限り行うべきである。

【温室効果ガス】

〔環境影響評価の対象〕

温室効果ガスの環境影響評価項目については、供用後の建築物が温室効果ガスを多量に排出する場合などにおいて選定することとしているが、大規模な事業で工事期間が長く建設機械の稼働に伴い温室効果ガスが多量に排出される場合は、環境影響評価項目の選定を検討し、必要に応じて工事施行中の温室効果ガスの排出量の低減などを予測・評価するよう明記すべきである。

〔予測〕

施設稼働時の温室効果ガスの低減量の予測については、施設の詳細な計画が定まらない

段階で行うことから、その後に行う環境影響評価手続以外の温室効果ガスに関連する手続との整合に留意するよう明記すべきである。

〔環境保全のための措置〕

建設資材については、生産段階等に多量の温室効果ガスを排出するものがあることから、対象事業の実施に当たっては、温室効果ガスの発生の低減に配慮したものをできる限り活用することが望ましい。

16ページは付表でございます。

以上でございます。

柳第一部会長 ありがとうございます。

それでは、私から審議の経過について御報告いたします。

「東京都環境影響評価技術指針の改定について」は、平成22年2月25日に当審議会に諮問されて以降、専門的な見地から検討するため、技術指針検討部会を設置し、検討・審議を付託されました。

それ以降、部会において14回の審議を重ねまして、ただいま朗読いたしましたような答申案文として取りまとめることといたしました。

次に、審議結果について、かいつまんで御説明いたします。

まず、「総括的事項」といたしましては、現在の技術指針は、平成14年7月の計画段階環境評価制度の導入時に改定されたものであり、この間の環境影響評価を取り巻く状況の変化を踏まえ、科学的かつ適正に行われるよう改定することが必要であることなどがございます。

次に、「個別的事項」です。

まず、【大気汚染】ですが、微小粒子状物質（PM2.5）について、別表2（大気汚染に係る予測・評価物質）への追加を求めるものなど6件でございます。

次に、【騒音・振動】です。超低周波音について、G特性音圧レベルも調査、予測・評価を行うよう明記すべきことなど7件でございます。

次に、【水質汚濁】です。公共用水域へ影響を及ぼすことが考えられる汚染土壌の掘削は、予測・評価の対象とすべきことなど4件でございます。

次に、【土壌汚染】です。油汚染土壌は、生活環境保全に支障を及ぼすおそれがあることから、評価の対象とすることを求めるものなど5件でございます。

次に、【地盤】です。大深度地下に設置する構造物は、地下水の流動阻害や、地下水位の低下を招く要因であることの明記を求めるものがございます。

次に、【地形・地質】です。切土・盛土の斜面の安定性を「土地の安定性」と称しているが、対象を明確にするため、「斜面等の安定性」などの表記とするよう求めるものでございます。

次に、【水循環】です。地下利用の大深度化による構造物の設置は、地下水の流動阻害を生じさせるおそれがあることを明記すべきことなど2件でございます。

次に、【生物・生態系】です。都市部で、緑地や水辺空間を整備する場合は、エコロジカルネットワークの形成などを予測・評価に加えるものなど5件でございます。

次に、【日影】です。計画地周辺の住民等が利用する公園、緑地等についても、日影に配慮すべき対象にすることを求めるものでございます。

次に、【電波障害】です。電波を取り巻く状況の変化を踏まえ、評価の対象を、地上デジタル放送、衛星放送、通信衛星放送とすべきことなど3件でございます。

次に、【風環境】です。通風阻害による影響が予想される場合は、事業計画の中で対策の内容を明らかにすべきことなど4件でございます。

次に、【景観】です。景観法の制定に伴い、都や区市町村において景観条例等が定められている場合は、その内容を調査し、適合の状況を予測・評価すべきことなど3件でございます。

次に、【史跡・文化財】です。法改正により保護対象となった「文化的景観」を、予測・評価の対象に追加すべきことなど2件でございます。

次に、【自然との触れ合い活動の場】です。事業地に緑地等を設ける場合、必要に応じ周辺の緑地等とのネットワークの形成を予測・評価の対象とすることを求めるものでございます。

次に、【廃棄物】です。環境負荷低減などの観点から、発生抑制・再利用・再資源化、中間処理、最終処分の量や方法についても予測・評価すべきことなど5件でございます。

最後に、【温室効果ガス】です。建設機械の稼働等が長期に及ぶものは、必要に応じて、工事施行中の温室効果ガスの排出量の低減などを予測・評価するよう明記すべきことなど3件でございます。

以上で私からの報告を終わります。

小島審議会会長 どうもありがとうございました。

ただいまの報告に対しまして、何か御質問等ございましたら、どうぞ。よろしゅうございますか。

先ほど部会長から御説明ありましたように、何回にもわたる審議を重ね、さらにパブリッ

クコメントの意見も反映して、このような最終報告にさせていただいているものです。十分、皆様方の審議はさせていただいているということで、全体的に見て、特段の御意見がないようでしたら、これでもって答申としたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

小島審議会会長 それでは、どうもありがとうございました。たび重なる部会での御検討、ありがとうございました。

それでは、そのようにさせていただきまして、事務局で答申書のかがみを配付してください。

(「かがみ」を配付)

小島審議会会長 よろしゅうございますか。

それでは、朗読をお願いします。

上田アセスメント担当課長 それでは、読み上げます。

25東環審第7号

平成25年5月17日

東京都知事

猪瀬直樹 殿

東京都環境影響評価審議会

会長 小島 圭二

東京都環境影響評価技術指針の改定について(答申)

平成22年2月25日付21環都環第442号(諮問第361号)で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙は、先ほど読み上げたとおりでございます。

小島審議会会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいま朗読いたしましたとおり、知事に答申することにいたします。

次に進ませていただきまして、諮問に入りたいと思います。諮問案件につきまして、事務局から御提案、よろしくをお願いします。

小川環境都市づくり課長 それでは、本日の審議会資料17ページをお開きください。資料3でございます。

25環都環第62号

東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例（昭和55年東京都条例第96号）第50条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

平成25年5月17日

東京都知事 猪瀬直樹

記

諮問第407号「（仮称）四谷駅前地区市街地再開発事業」環境影響評価書案

よろしくお願いいたします。

小島審議会会長 ただいまの案件につきましては、第二部会に付託させていただきます。第二部会の皆様、よろしくお願いいたします。

それでは、諮問案件の概要につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

上田アセスメント担当課長 それでは、説明いたします。お手元の青い冊子、「環境影響評価書案 - （仮称）四谷駅前地区市街地再開発事業 - 」という題のものがございますので、ご覧ください。

1ページをご覧ください。事業者の名称でございます。独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部となっております。

次に、対象事業の名称でございますが、先ほど申しましたとおり、「（仮称）四谷駅前地区市街地再開発事業」。事業の種類でございますが、高層建築物の新築となっております。

次に、対象事業の内容の概略でございますが、本事業は、東京都新宿区四谷一丁目及び本塩町に位置する計画敷地約1.8ha内に、業務、商業、住宅、教育などからなる複合建築物を計画するもので、その表にあるとおり、延べ床面積が14万㎡、最高高さが145m、住宅戸数約100戸、工事予定期間が平成26年度～平成31年度となっております。

11ページをご覧ください。11ページは計画地の位置図でございます。本事業の計画地は、外堀通りを挟んで史跡江戸城外堀跡に隣接し、周辺は緑豊かな外堀公園、赤坂御用地など、豊富な自然、歴史資源に恵まれたところでございます。最寄りの四谷駅にはJRと地下鉄2線が乗り入れまして、交通の利便性が非常に高いという交通結節点となっております。

次の12ページには航空写真が、13ページには現況図がそれぞれございますので、ご覧ください。

続きまして、15ページをご覧ください。15ページは事業の基本計画となっております。中央にございます表ですが、建築計画の概要です。冒頭で述べましたが、最高高さ145m、延べ床面積14万㎡、階数が地上31階、地下3階となっております。鉄骨造、一部鉄筋コン

クリート造ということで、駐車台数が約360台となっております。

16ページには配置計画図、17ページには断面図、19ページには完成予想図がございますので、ご覧いただきたいと思います。

27ページをご覧ください。27ページは施工計画でございます。全体工事の工程は、中段の表のとおり、26年度に着工して31年度に竣工というプランでございます。工事期間は全体で58カ月となっております。

続きまして、37ページをご覧ください。37ページは、環境影響評価の項目として選定した項目と選定手順となっております。選定した項目は、大気汚染、騒音・振動など13項目となっております。手順はフローのとおりでございます。

選定した理由は、39ページ、40ページに記載がございます。39ページをご覧ください。大気汚染ですが、建設機械の稼働及び工事用車両の走行、関連車両の走行、地下駐車場の使用及び熱源施設の稼働に伴う排気ガスの発生が大気質に影響を及ぼすおそれがあるということでございます。

そのほかの選定項目は記載のとおりでございます。

続きまして、41ページをご覧ください。41ページは、選定しなかった項目でございます。悪臭、水質汚濁など4項目がございます。選定しなかった理由は、その表にあるとおりでございます。

簡単ですが、事業の内容は以上でございます。

小島審議会会長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、受理関係に移りたいと思います。事務局から報告をよろしく願いします。

小川環境都市づくり課長 それでは、受理環境について御報告いたします。審議会資料18ページになります。資料4でございます。

1、環境影響評価調査計画書、「光が丘清掃工場建替事業」について受理をしております。

2つ目に、計画段階環境配慮書、「川口土地区画整理事業」、これは書き漏らしでございますが、「法アセス」でございます。

3、環境影響評価書案、ただいま御説明申し上げました「(仮称)四谷駅前地区市街地再開発事業」でございます。

それから、4、事後調査報告書等で「都市高速道路中央環状品川線(品川区八潮～目黒区青葉台間)(工事の施工中その2)」ということで、こちらは法アセスですけれども、東京都の

条例に従って出しているものがございます。

それから、事後調査報告書の一番下ですけれども、「東京国際空港再拡張事業」、こちらでも法アセスでございますが、これは条例に基づく事後調査報告とはちょっと異なりまして、環境監視調査というものを別途国のほうで委員会を設けて開催してございます。そちらの内容を報告させていただきます。

5番目、変更届、「紀尾井町南地区開発事業」ほか、記載のとおりでございます。

6、着工届、「(仮称)港区芝浦一丁目計画」。

それから、7、完了届、「イオン東久留米ショッピングセンター(仮称)建築事業」。

以上でございます。詳細については、それぞれ担当から御報告申し上げます。

上田アセスメント担当課長 それでは、本日の資料の19ページをご覧ください。事後調査報告書でございます。事業名が「都市高速道路中央環状品川線(品川区八潮～目黒区青葉台間)建設事業」となっております。法アセスでございますが、答申いただいたのは平成16年5月9日、受理日が平成25年3月27日となっております。

事業の規模でございますが、延長約9.4km、往復4車線、工事の予定が平成18年度～平成25年度の予定となっております。

事後調査の区分ですが、今回は工事の施行中その2ということで、20年度～24年度分となっております。

調査項目は、大気汚染、騒音、振動でございます。

まず、大気汚染ですが、建設機械の稼働に係る大気質でございます。降下ばいじんの量ですけれども、予測結果は1.1～6.9 t/km²/月となっており、ほぼ同程度か、それを下回ったとなっております。

二酸化窒素でございますが、これも予測結果とほぼ同程度、または下回ったということがございます。

浮遊粒子状物質ですが、これも予測結果と同程度、または下回ったという結果が出ております。

工事用車両の運行に係る大気質でございますが、降下ばいじんの量については、予測結果とほぼ同程度又は上回ったとなっております。

二酸化窒素の事後調査結果ですが、予測結果とほぼ同程度、または上回っております。

浮遊粒子状物質についても予測結果とほぼ同程度、または上回ったとなっております。

予測結果を上回った原因は、いずれもコンクリートミキサー車の運行が集中していた時期

ということですので、それが原因であることが報告されております。

騒音ですが、建設機械の稼働に係る騒音は、事後調査結果（ L_5 ）は69～78dBでして、地点4を除き、予測結果とほぼ同程度、または下回ったということになってございます。

地点4において予測値を上回った原因は、道路交通騒音の影響を受けたこと報告されております。

工事用車両の運行に係る騒音ですが、事後調査結果（ L_{Aeq} ）は、予測結果とほぼ同程度、または下回ったということになってございます。

なお、地点3の外回り（夜間）、地点4の内回り及び外回り（夜間）、地点5の外回り（夜間）、地点6の内外回り（昼間）については、環境基準を上回ったと報告されております。

上回った原因は、一般交通の起因する道路の交通騒音によるものと考えられております。

続きまして、振動でございまして。建設機械の稼働に係る振動は、予測結果とほぼ同程度、または下回ったとなっております。

工事用車両の運行に係る振動でございまして、事後調査結果（ L_{10} ）は、地点4の外回り及び地点5の内回りを除き、予測結果とほぼ同程度、または下回っております。

地点4の外回り及び地点5において予測結果を上回った原因は、事後調査時の車道位置が予測条件の車道位置よりも手前にあったということになってございます。また、近くに覆工板があり、覆工板を通過する際に発生する振動もその影響だと考えられております。

苦情の有無でございまして、大気汚染に関するものが1件、騒音に関するものが28件、振動に関するものが35件でしたが、防音シート、防音・防振マットなどの設置によりまして対策を施したところ、申立者には一定の理解を得てございます。

続きまして、お隣の21ページの「南山東部土地区画整理事業」でございまして。答申日が平成14年2月28日、受理日が平成25年3月27日でございます。

稲城市矢野口の事業地域における、施工面積が87.5haの区画整理事業でございまして。

事後調査の区分としては、工事の施工中その4、これは24年度となっております。

調査項目は、大気汚染などです。

調査結果の内容ですが、大気汚染について、降下ばいじんの事後調査結果は、切盛土の工事着手前の測定結果を下回った。粉じん防止対策を実施したほか、粉じん対策の強化策として、人家に近接する盛土箇所には高さ5mの防じんシートを設置したということが報告されております。

続きまして、騒音です。建設作業騒音レベル（ L_5 ）ですが、切盛土工が予測結果と同じ

値、排水工が予測結果を下回ったとなっています。

続きまして、振動です。建設作業振動レベル（ L_{10} ）ですが、切盛土工は予測結果の66dBを下回った。排水工は予測結果64dBを下回ったとなっております。

続きまして、水質汚濁です。仮設調整池から三沢川へ放流の際のSSでございますが、三沢川の環境基準値を下回っていたという報告でございます。

続きまして、22ページ、廃棄物でございます。廃棄物は、アスファルト塊、コンクリート塊など、それから、建設発生土でございますが、再利用率はともに100%となっております。

苦情ですが、大気汚染に関するもの15件、騒音に関するもの37件、振動に関するもの18件ということで、散水箇所や散水回数の増加、防じんシートの設置等の設置位置の工夫などを行い、一定の理解を得たとなっております。

ただし、この苦情は同一人による繰り返し申し立てとなっておりまして、2名の方が繰り返し現地事務所に言ってくるということで、対応回数を全て書いたというものでございます。

次に、23ページの「大日本印刷市谷工場整備事業」でございます。答申日は平成21年2月27日、受理日が平成25年3月29日。

事業の種類が高層建築物の新築、工場の設置でございます。

規模といたしましては、計画地が市谷加賀町、延べ床面積が23万7,600 m^2 、最高高さが125m、施設の用途が事務所、印刷工場などです。

工事予定期間は、 期が平成21年～平成23年となっております。

今回の事後調査区分は、第 期の工事の施工中その3ということでございます。

調査項目と調査事項ですが、土壌汚染、地盤、史跡・文化財、廃棄物となっております。

土壌汚染についてですが、建設工事に伴う汚染物質の土壌中の濃度、地下水の溶出の可能性の有無、汚染土壌の量は、既存建築物の解体に応じて順次土壌調査を行った結果、鉛、六価クロム等について処理基準値を超過する濃度が確認されました。このため、条例に基づく汚染拡散防止措置を実施し、完了届等に取りまとめて、その結果を新宿区へ報告しております。

期工事における汚染土壌量は、7,477.5 m^3 でした。

地盤ですが、著しい変動は見られなかったと報告されています。

地下水位の変化ですが、著しい変化は見られなかったとなっております。

続きまして、24ページ、史跡・文化財でございます。新宿区地域文化部による埋蔵文化財

立会調査の結果、対象範囲において明確な遺構・遺物は確認されなかったため、本格調査は不要と判断されたとなっております。

また、既存建築物の解体工事や計画建物の土工事等による土地の改変の範囲において文化財は確認されず、工事の実施に伴う変更・損傷はなかったという報告を受けております。

続きまして、廃棄物です。廃棄物は、建造物の撤去及び建設工事に伴い発生する廃棄物排出量並びにリサイクル率は、下の表のとおりです。再資源化が困難な廃棄物については、適正な処理に努めたという報告でございます。既存建造物の撤去に伴うリサイクル率は99.1%、建設工事においては93.7%となっております。

建設発生土及び建設汚泥については、排出量並びにリサイクル率は下の表のとおりです。建設発生土、建設汚泥については、再資源化率が100%でした。

苦情はございません。

続きまして、25ページの「駒沢学園移転事業」です。答申が昭和61年2月14日、受付日が平成25年4月11日となっております。

事業の種類が、建築物の建築の用に供する目的で行う土地の造成です。

事業地が稲城市坂浜、敷地面積が21.13ha、大学、中学校校舎、グラウンド等の建設でございます。

事後調査の区分は、工事完了後その2で、24年度となっております。

調査項目ですが、陸上植物、陸上動物、水生生物としております。

1番として、陸上植物ですが、植物相としましては、時間の経過に伴う植生の遷移に応じて多少の変化が見られた。貴重種の生育はおおむね良好であったというものでございます。

2つ目として、景観木ですが、一部枯れ等が見られましたが、その他の樹木が大きく成長しており、地域景観に与える影響は小さいというものでございます。

3つ目、植物群落ですが、土地利用や植生の遷移による変化に伴い、面積の変化が見られたが、評価書における予測の範囲内でした。

4つ目として、緑の量・樹木量ですが、評価書における予測にほぼ近い量という報告でした。

5つ目として、植物と生育環境との相互関係ですが、評価書における予測と大きな乖離は見られなかったということでございます。

陸上動物です。哺乳類及び鳥類の生息状況ですが、動植物の極端な単純化には至らず、多様な種を確認しております。

次に、両生類及びは虫類の生息状況ですが、評価書における予測のとおり、種数の減少が

見られました。この理由は、事業区域内の谷戸が消滅してしまった等によるものだと考えられます。

続きまして、26ページ、昆虫類及びその他の動物（クモ類）の生息状況でございますが、個体数の減少は見られず、種数は増加したとなっております。

その他の動物の生息状況でございますが、優占種等に変化がないということで、調査地点の環境は過去の調査時から大きく変化はないと考えられております。

水生生物です。付着生物の生息状況でございますが、優占種には変化はなく、調査を行った三沢川の水質も大きな変化はないということでございます。

水生生物の生息状況ですが、魚類、底生動物とも種類が大幅に増加をしております。

苦情の有無ですが、苦情はございませんでした。

続きまして、27ページの「国分寺都市計画道路3・2・8号府中所沢線（府中市武蔵台～国分寺市東戸倉間）建設事業」です。答申をいただいたのが平成17年10月18日、受理日が平成25年4月11日でございます。

事業の種類は、道路の新設です。

位置及び区間としては、延長が2.5km、起点が府中市武蔵台三丁目、終点が国分寺市東戸倉二丁目となっております。往復4車線の車線数がございます。供用開始が平成27年度を予定しておりまして、工事の期間が平成22年～平成27年度となっております。

事後調査の区分ですが、工事の施行中その1、23年度～24年度となっております。

調査の項目ですが、騒音・振動、電波障害、史跡・文化財、それから、廃棄物となっております。

騒音ですが、道路用地境界における工種ごとの最大値は、勧告基準80dBを下回っています。土工の一部で予測値を上回っておりますが、この理由として、調査地点と建設機械の距離が近かったことが考えられております。

2つ目として、振動ですが、路用地境界における工種ごとの最大値は、勧告基準70dBを下回っています。

土工の一部及び舗装工で予測値を上回りましたが、調査地点と建設機械の距離が予測時よりも近接していたことが考えられるということでございます。

3つ目として、電波障害です。現地を調査したところ、オーバースタック部による遮蔽の影響が予測される地域が一部に存在したということで、工事完了後、改めてテレビ電波の受信状況を調査し、電波障害が認められる場合は、法令等の基準に基づき適切に対応するとしており

ます。

28ページ、史跡・文化財です。事業の実施に伴い改変が予想される周知の埋蔵文化財等について、文化財保護法に基づいて改変工事の施工前に国分寺市教育委員会立会いのもと試掘調査を行いました。

調査の結果、遺構及び遺物が発見されましたが、本格的な遺跡の存在はないとの知見を専門家より得たため、本調査は実施しないことになりました。

また、工事施工中に新たな埋蔵文化財が発見された場合は、法令等に基づく適切な措置を講ずるとしてございます。

次に、廃棄物です。工事施行に伴い発生した廃棄物及び建設発生土の排出量は表のとおりですが、再資源化率は全て100%となっております。

苦情については、ありませんでした。

続きまして、29ページの「東京国際空港再拡張事業」です。答申日は平成18年1月31日、委員会開催日が平成25年2月15日となっております。

事業の種類は、滑走路の新設を伴う飛行場及びその施設の変更、公有水面の埋め立てとなっております。

事業位置が、大田区羽田空港及び地先公有水面でございます。新設する滑走路の長さは2,500m、公有水面の埋め立ては約97ha、供用開始が22年10月となっております。

調査時期といたしまして、共有開始後の、大気が1年目、水環境が2年目となっております。

環境監視調査結果の内容ですが、これは委員会に報告された内容ですけれども、大気質について、二酸化窒素は全ての測定局において環境基準の長期的評価を満足していたということでございます。

浮遊粒子状物質については、環境基準の長期的評価については満足していましたが、短期的評価は一部の測定局で環境基準を超過しておりました。これは台東区と横浜市内の一部と聞いております。

光化学オキシダントは、全ての測定局において環境基準を超過していたということでございます。

道路沿道大気質については、全ての調査地点において環境基準値を下回っておりました。

騒音です。道路交通騒音については、羽田五丁目3番においては、全ての期間で環境基準値を下回っておりました。湾岸道路の東海三丁目及び羽田三丁目においては、環境基準値を超

過していましたが、いずれも供用前から環境基準値を超過していたという状況でございます。

航空機騒音については、全ての地点で環境管理目標である環境基準を満足していたという報告でございます。

水環境です。流況についてですが、著しい変化は見られていないという報告でございます。

続きまして、水質です。水質についても、水質環境基準の達成と維持に支障を及ぼしていないという報告でございます。

続きまして、30ページをご覧ください。底質です。底質については、局所的な変化が考えられる水域があったということですが、それは変動の範囲内でございます。

海岸地形についてですが、浸食、堆積を繰り返しておりまして、全体として大きな変化の傾向はなく、著しい変化は見られていないというものでございます。

動植物（水生、陸生）ですけれども、種類数、個体数ともに環境影響評価時の調査結果の変動幅の範囲内で推移しており、著しい変化は見られていないというものでございます。

生態系です。多摩川河口干潟ですが、水質については、全ての項目、地点において著しい変化は見られておりません。

底質については、秋季及び夏季の右岸側で有機物含有量が高くなる傾向があるということですが、これはヨシ原の拡大による局所的な変化であることが考えられております。その他の地点では著しい変化は見られていないという報告でございます。

水生動植物、陸生動植物については、著しい変化は見られていないというものでございます。

暗環境ですが、棧橋部の中央では、日中はほとんど日が当たらない環境になっているということです。

水質については、夏季にD₀、溶存酸素がやや低い状態が確認され、周辺の海域では広範囲で貧酸素状態が確認されております。

春季においては、上層の化学的酸素要求量（COD）と全リン、クロロフィル a の高い状態が確認されましたが、調査海域全体で発生していた赤潮の影響と考えられるということで、今後も経過を注視していくとしております。

底質については、COD、T-N及び硫化物は横ばいか、やや低下する傾向です。周辺と比較すると、暗環境においてCOD及び硫化物の値がやや高い状況ですが、周辺も含めて今後も継続的に注視をしていくとしております。

付着生物については、潮間帯及びA.P-5 mの水深帯に多く付着する傾向でありました。付着

層厚に変化が見られますが、付着生物の加入、水質変化や外力に起因する付着生物の死亡・脱落によるものと考えられます。海底堆積物の厚さは増加していました。このため、今後も継続した調査が必要だということが報告されております。

続きまして、31ページの「紀尾井町南地区開発事業」でございます。答申日が平成24年3月26日、受理日が平成25年4月11日でございます。

事業の種類が高層建築物の新築でございます。事業地が千代田区紀尾井町1番地。敷地面積が約30,300㎡。主要用途としてオフィス、ホテルなどがございます。建築物の最高高さは180m、供用開始が平成28年度となっております。

変更届の変更の理由でございますけれども、地下躯体工事に逆打工法を採用する計画でありましたが、詳細な設計において順打工法を採用するよう見直したというものでございます。

それから、ソイルセメント柱列壁工法(SMW工法)等を採用する方針に変更はありませんが、一部でアースアンカーを併用し安定性を保ちながら掘削を行う計画とします。

全体の工期に変更はございませんが、躯体工事期間を約10カ月短縮するため、工事用車両の走行台数及び建設機械の稼働台数に変更が生じるというものでございます。

建物の躯体に変更はないということで、概要はその表にあるとおりでございます。

環境影響評価項目の再評価(見直し)の結果でございますが、環境影響評価項目全13項目のうち5項目について予測評価の見直しを行った結果、変更前の予測結果と比較して同程度、または小さいことから、評価の結論は変わらないとしております。

続きまして、変更届、事業名が「赤坂一丁目地区第一種市街地再開発事業」でございます。答申日が平成23年10月26日、受理日は平成25年4月26日でございます。

事業地が港区赤坂一丁目5番の一部ほかとなっております。敷地面積が16,088㎡、延べ床面積が175,140㎡となっております。最高高さが200.5m。主要用途が業務、住宅等となっております。供用予定は平成29年4月を予定しております。

変更の理由ですが、基本設計等の詳細検討の実施が進められる中で、基準階部分の効率化を図ることにより建物階数の削減を行うものでございます。そこにあるとおり、高さが230mから209mに、階数も37階に減るというものでございます。

環境影響評価全7項目のうち4項目について予測評価の見直しを行った結果、いずれの項目の予測評価とも、変更前の予測結果と比較して同程度、または小さいことから、評価の結論は変わらないとしております。

次に、33ページ、変更届です。「(仮称)立川立飛商業施設計画」でございます。これは

調査計画書が出た段階のものでございまして、評価書案はまだ提出されておられません。調査計画書の答申日が平成25年5月7日となっております。

事業の種類が自動車駐車場の設置ということで、立川市の泉町935番地に地上4階、地下1階の商業施設を建てるというものです。計画敷地面積が約94,000㎡、駐車台数が3,200台で、供用開始が平成27年春となっております。

変更の理由ですけれども、調査計画書の提出後、関係機関と協議を実施し、事業計画の具体化に伴い当初計画を詳細に検討した結果、計画建築物を小さくするという事で、縮小計画でございます。屋上緑化等の緑化面積は逆に増やしていくという計画でございます。

変更の概要でございますが、そこにあるとおりですが、商業棟の階高を下げていくということで、建物が一回り小さくなり、高さが28mから23m、5mほど減るということが書かれてございます。

環境影響評価項目の再評価（見直し）結果でございますが、今回の事業変更により、新たな環境影響評価要因が発生していないことから、これに伴う環境影響評価項目の変更は生じないと考えております。

事業計画の変更における予測・評価（調査等の手法を含む）については、調査計画書に対する知事の審査意見書等を踏まえて、今後出てくる環境影響評価書案で示すものしております。

佐藤アセスメント担当課長 続きまして、34ページをご覧ください。「東京都市計画道路放射第5号線（杉並区久我山二丁目～久我山三丁目間）建設事業」の変更届になります。こちらですが、平成15年9月8日に答申をいただきまして、この変更届の受理日は平成25年3月28日となっております。

変更の理由ですが、用地取得の遅れ等からの工事期間の変更。

変更内容になりますが、当初、工事期間ですが、平成20年度～平成24年度を予定しておりましたが、工期の遅れの関係で平成20年度～平成29年度に変更されます。したがって、供用開始も変更前24年度から平成29年度に変わるという形になってございます。

お手元にあります放射第5号線の事業計画の変更についての届け出をご覧ください。こちらの4ページをご覧ください。こちらに理由の概要等がありますが、用地の遅れ及び放射第5号線事業推進のための検討協議会の実施に伴う工事延期等の理由とありますが、これは、「2.2 事業の進捗状況」のところをごらんいただきたいのですが、こちらの工事に当たりまして、平成16年の1月から平成18年11月にかけて、地元関係者を委員としまし

た検討協議会を立ち上げまして検討を重ねてきました。その中で、一部トンネル化にしてほしいという提言がありまして、これについて検討を行ってきた。その検討結果が23年の8月、地元の意向、経済性、それと防災の関係、こういうものから、やはり現行の案でいきたいと思いますとやっと固まったということで、それまで工事が凍結されている状況にあったということで、今回、工期が延長になっております。

また34ページにお戻りください。環境影響評価項目の再評価（見直し）結果についてですが、工程及び供用開始時期は変更となりますが、予測条件及び工事の施行内容に変更がないことから、予測・評価の見直しは行わないという形になってございます。

また変更届の5ページをご覧ください。「3.2 計画交通量について」ですが、表3.2-1、計画道路周辺の日交通量の推移の表がございまして。こちらは4地点で、平成11年度、17年度、22年度の交通量を調べております。多少上下はありますが、おおむね横ばいの状況だということで、工期が後ろにずれても交通量の変化には差がないだろうということで、今回、計画交通量につきましては、評価書の数値をそのまま使うということで、予測条件変化なしと判断してございます。

工事内容につきましては、トンネル化の話も出ましたが、最終的に平面構造ということで、変更なしということで、評価については見直しは行ってございません。

放射第5号線については以上です。

続きまして、35ページの「豊洲新市場建設事業」の変更届になります。こちらにつきましては、23年4月19日に答申いただきまして、今回の変更届ですが、25年5月7日に受理してございます。

変更内容の概略のところをご覧くださいなのですが、変更の内容及びその理由になりますが、現在、豊洲の新市場建設予定地では土壌の改良を行っているところなのですが、その関係で盛土の部分を一部、中防外側埋立地等に仮置きしている状況でございまして。最終的には、この仮置きしております盛土を埋め戻して使うという計画になってございます。ただ、埋め戻す前に、全ての特定有害物質、これが基準を満たしているかどうかを確認してから埋め戻すというのが現在の計画になってございます。したがって、中防外側埋立地で検査をして、その検査結果が出た後、埋め戻すというのが現在の計画なのですが、埋め戻しと確認の場所を同一の地で行うことによりまして、周辺環境に配慮し、かつ効率的に事業を推進するということで、特定有害物質が指定基準を満たしているかどうかの検査を、埋め戻す前、または埋め戻した後に実施するというのが変更内容になってございます。

こちらの変更についてですが、今回の埋め戻しの計画等につきましても、豊洲新市場予定地の土壌汚染対策工事に関する技術会議の意見を踏まえまして工程を考えているのですが、今回もこの変更につきまして委員に意見を求めましたところ、汚染のおそれが少ない場合には、埋め戻した後の検査でも変わりはないでしょう、ただし、埋め戻した後、ちゃんと検査をしてくださいという委員の御意見になっております。

今回、中防外側埋立地に仮置きしている盛土になりますが、一応、搬出前に検査をしまして、土壌の汚染がないことを確認してから、現在、仮置きしているということで、技術会議の委員の先生のおっしゃってありました汚染のおそれが少ない場合に該当するかなと考えてございます。

環境影響評価項目の再評価についてですが、豊洲の変更届の3ページの3-1の表をごらんください。今回、見直しを行いました項目ですが、影響が出そうな項目としまして、水質汚濁と土壌汚染、この2項目について検討してございます。水質汚濁、土壌汚染、いずれにつきましても、今回、埋め戻した後、検査をしますので、検査で指定基準を満たさないような状況が出た場合には、土壌汚染対策法に基づきまして適切な処理を行う。その関係で、敷地内で汚染された土壌は取り除かれますので、新たな水質汚濁、または土壌汚染、これが起こることはないだろうと考えております。したがって、今回の変更によります評価の結論に変更はないと考えております。

豊洲新市場の変更届については以上です。

小川環境都市づくり課長 説明は以上でございますので、よろしく願いいたします。

小島審議会会長 一括して説明いただきましたが、以上の件につきまして、何か御質問、御意見ありましたら、どうぞ。

片谷委員 片谷でございます。

事後調査の最初の1件目、「都市高速道路中央環状品川線」ですけれども、この事後調査の大気汚染のところを見ますと、事後調査と言っているながら、実際にやられているのは予測計算であるということが分かります。事後調査報告書の10ページに調査方法というのが書かれていますけれども、現地で調査をするのではなく、評価書のときに行われていた予測計算と同じことを、実態として、建設機械の稼働や工事用車両の走行の状況に基づいて、もう一回予測をしましたということになっております。きょうの資料の19ページには、事後調査結果はというふうに書いてあるのですけれども、これは実質的に事後調査結果とは言えずに、再予測結果であって、工事中の現地調査が行われていることにはならないと思います。

技術指針の後ろにくっついている事後調査基準を見ますと、調査方法は、現地調査または既存資料の整理・解析の方法によりとなっているのですね。現地調査はもちろん現地ではかることを意味しますが、または既存資料の整理・解析というのは、例えば、大気の場合ですと、現地に隣接して大気の常時監視局があれば、そのデータがそのまま使えることになるので、既存資料で済む場合がある。でも、それがなければ、現地調査を当然するものというのが私の理解なのですが、事務局はどういう御判断をなさっているのでしょうか。

小川環境都市づくり課長 正確にお答えできるかどうかあれなのですが、もともとの予測・評価が法アセスに基づいてやっておりまして、予測した事項そのものが寄与度に係るものを予測しておりますので、事後の調査を現地の実測という形でやっていないというのは、これはやむを得ないのかなと思っております。なので、再計算という形で、数字としては、その数字を出して比較をしているという理解をしています。一方で、現地の周辺の測定局の数値をもって、大きな変化は示していないという記述もございますので、そういうものをもって総合的に判断せざるを得ないのかなと考えているところではあります。

片谷委員 法対象事業ですから、東京都の技術指針や調査基準が直接適用されるものではないというのはそのとおりだと思います。ただ、そもそも法対象であろうが、条例対象であろうが、アセスをする目的というのは、現地の環境の状況が十分保全されるためにアセスをやっているんで、事後調査において再度予測をしているからといって、現地の状況が確認できているということにはなりませんね。ですから、それに対しては何らかの働きかけをする必要があるのではないかと私は考えるのですが、できれば皆さんの御意見も伺いたいと思います。

小島審議会会長 ありがとうございました。

今の意見に対しまして、どなたか、ほかの御意見ございますか。どうぞ。

山本第二部会長 私も、法アセスの事後調査と、条例アセスの事後調査は、言葉は一緒なのですが、どうも内容が違うなというのは前から感じていて、法アセスの事後調査というのは、不確かさが非常に悪いときに事後調査をやりますと書くのですが、事後調査というのは、熟度がかなり上がってきて、不確かさというか、いろいろな条件設定が確定してきたときに、その中でもう一回予測をして評価をするというふうに解釈して、我々が言っている事後調査というのは、法アセスのほうで言うと、環境モニタリングに近いものかなと思いますので、ひょっとしたら、その辺の違いかなと思います。片谷先生がおっしゃることは私もそうだろうと思うのですが、事後調査というのは環境モニタリングをベー

スにさせていただかないと、余り意味ないのかなという感じはしています。

小島審議会会長 ありがとうございます。

これは法アセスの問題でもあり、ちょっと複雑なところなのですが、ほかに御意見ございますか。どうぞ。

柳第一部会長 確かに法アセスではありますけれども、評価書を送付されたのは平成16年ですから、法アセスといっても、事後調査は義務づけされていないので、その部分については条例で拾ったのだらうと思うのですね。ですから、条例のほうで事後調査計画書を出させたわけですから、事後調査計画書は、内容的には評価書で書かれた予測結果について、事後調査として一応、調査をして、不確実性のところはちゃんと確認するよという趣旨だったと思うのですね。そうすると、片谷先生が言われたように、やはり現地調査を踏まえなければいけないような項目については、やっていないと事後調査とは認めないと判断するのが普通なのだらうと思います。そういう意味で、私も片谷委員と同じような趣旨で、やっていないものは東京都としては、事後調査として認めるというのはおかしいのではないかと思います。

小島審議会会長 ありがとうございます。

ほかに何かございますか。

これはどういうふうに処置しますか、事務局。

小川環境都市づくり課長 今、お話の事後調査計画を出して行って、この手続に入っていると認識しておりますけれども、事後調査計画書の中身を再度事務局で確認させていただければと思います。ただ、恐らく、こういう形で出てきているということは、そのときの事後調査計画の中に現地調査を記載していないので、事業者としては、きちんと事後調査計画に基づいてやっているという取り扱いになっているのだと思います。その整合がずれているということは私たちも余り認識しておりませんので。その当時は、今、山本委員からお話がありましたとおり、法アセスで全く事後調査をやらないという選択をした場合に限って、都の条例の事後調査計画に戻ってくるという形をとっております関係で、そのときの予測・評価については、完全に法アセスの主務省令に従って事業者もおやりになっていますので、条例で一応、報告は求めるのですけれども、その時点でのやりとりで、東京都の予測・評価に基づいた事後調査と同じような整合をとって求められたかというのは、その時点ではなかなか難しいところもあったのかもわかりませんが、記載内容については別途確認させていただきたいと思います。中身がわからないので、これ以上お答えもしようがありませんので、申

し訳ありませんけれども、事務局で確認をさせていただくというところをお願いしたいと思います。

小島審議会会長 分かりました。以上、バックグラウンドから調べてみるということで、また必要があったら、よろしく願います。よろしゅうございますか。

ほかにございますか。どうぞ。

田中（正）委員 きょうの資料の23ページの「大日本印刷市谷工場整備事業」の事後調査報告書関係ですけれども、この事後調査報告書の63ページの「工事工程と事後調査報告書の提出時期及び内容」を見ますと、この3月に第 期工事の施行中その1の事後調査報告書が提出される予定になっているのですが、今回、ここに出てきていない。これをどのように事務局ではお考えになっているか。これは、昨年3月に提出時期の変更を一度しているわけですね。にもかかわらず、ここに出てきていないというのは、少し安易過ぎるのではないかと思います。

それから、もう一つ、本日出てきています事後調査報告書の内容を評価する上で、第 期工事の施行中の結果があるかないのとはかなり判断が違ってくる可能性がある。といいますのは、工事している場所が 期も 期もダブっているところがあるわけですね。その 期の影響が24年度の地盤、地下水等に対してどういう影響を与えているかを見る必要があるということです。まず、その辺、どういうふうに対処されているのか、お聞きしたいと思います。

上田アセスメント担当課長 まず、61ページの事業内容の工事工程の提出時期のほうを見ていただきたいのですが、これだと、25年の3月に今回報告分ということでその3を出すことになっていますので、今回こちらのほうで、出してあります。 期の方は、今、工事の遅れにより工程が変わるという報告がありますので、変更手続をこれからとるところでございます。その変更手続に基づいて 期の方も一緒に出てくると聞いております。

田中（正）委員 1年前に変更手続を出してきたものに対して、さらにまた1年足らずのうちに変更届を出すというのは、先ほども言いましたように、ちょっと安易過ぎるのではないかという気がするのです。今回出てきている 期工事の施行中その3というのも、変更届前のスケジュールに比較しますと1年遅れなのです。それを変更届をして、ようやくこの3月に出してきたということですから、そういうものの繰り返しをしているということ自体、ちょっと怠慢だなという感じがするのです。

小川環境都市づくり課長 市谷の工場については、4haぐらいの敷地のところをブロックを

分けて、最初に既存の工場のところを壊しながら施設を建てて、この 期以降に高層の建物を建てていくという工事になっていまして、 期工事から先行して、多分、一番土壌汚染があり得るだろうというところを掘削しながら建屋を壊していくところなのですね。その工期の遅れで、今おっしゃられた、多分、67ページに、昨年の変更届が平成24年の3月に出ていますというときに、一回ずらしているでしょうと。 期工事の1回目のもので25年の4月に出てくる予定になっているのだけれども、今回、その報告がなされていないので、この報告が怠慢ではないかというお話なのだと思いますけれども、事後調査と、あと、工事の工期の関係については、全体として遅れているのだろうという認識と、あとは事後調査の報告の手続が私どもと事業者のやりとりで遅延することはあり得ると思いますけれども、今、御指摘のように、 期工事の正確な届け出のタイミングがいつになるのかは定かではないですけれども、もしこの時期を逸しているのであれば、速やかに事業者に指導してまいりたいと考えております。

それと、土壌、地下水の状況とかをあわせて見られれば、もう少し何かコメントできるかというところが先生のほうからあつただろうと思いますので、そちらのほうは速やかに事務局で確認させていただければと思います。

小島審議会会長 何か複雑過ぎているから、今、問題になったところが、工期の遅れとか、第 期工事云々との関係というのをもう少し。

小川環境都市づくり課長 事務手続の遅れなのか、時間的に合っていないのかというところが、私どもも正確には分かりがたいところもありますので、整理させていただければと思います。

小島審議会会長 これから見ると、それぞれ人によって見方が違うので、その辺、ちょっと簡略化していただいて、今のところで、どこに問題があるかを認識した上で、何をやるかというのを考えないと、私も、これを見ただけだと、どこに問題があつて、どこでそういうものが生じて、あるいは今後、それがどういうふうに進展していくか、いろいろあると思うのですね。よくあることなので、ちょっと複雑過ぎるから、今のようなことをやった上で御検討いただければと思います。

どうぞ。

中杉委員 同じ事案なのですからけれども、工事による、土壌汚染による地下水汚染の可能性と言っているのですが、実際、地下水汚染は存在しているのですね。工事によって地下水の状態がどうなったかという報告が全くない。これは掘削をしていくことによって、今、地下

水汚染がある層から下の層にまで汚染が及ぶ可能性もある。これは掘削したからなくなるので影響はないのだとしか言っていないのですね。先ほどの片谷先生の実際にはかかっていないよねという話と、中身は違うのですけれども、似たようなことで、少なくとも地下水の水質がどうなっているかという報告をしていただく必要があるだろう。多分、すぐにはきれいにならないというのは想像がつくのですけれども、少なくとも、どういう状況になっているかということの報告は、その都度、していただく必要があるのだろうと思うのですね。事後調査という意味では、地下水を追っていくと、かなり長くしていただかなければならないことになるのだろうと思うのです。少なくとも地下水の状況がどうなのか。これは今まで汚染があったところだけではなくて、もう一つ下の層の地下水も汚染が広がっていないかどうかというところも含めて報告をしてもらうようにしてください。

小島審議会会長 ありがとうございます。

今のに関連してでしょうか。

羽染委員 同じ案件で、今の地下水汚染に絡むのかどうかわかりませんが、本日の資料の23ページの真ん中辺に湧水等の処理を行ったと書いてあるのですけれども、本調査報告書の19ページの表1-8に、釜場から水中ポンプにより中継タンクを経由して工場内の総合排水処理場に圧送して排水処理を行う計画であるということがあるので、多分、こういうことをやっているのだろうと思うのですけれども、処理場に送ることで、本当に鉛、六価クロム等がきちんと処理されているのかどうかを確認していただければと思います。

もう一点が、同じ案件の24ページの最後のところに建設発生土及び建設汚泥の再資源化率100%というのが出ていますのですけれども、建設汚泥が100%というのはどうやって再資源化したのかなというのが興味があって、これだけではわからないのですが、産廃として適正な処理を行ったというふうにししか書いていないのですけれども、産廃処理業者に渡して、どんな再資源化をしたのか。新指針でも、今後、量だけではなくて、方法もきちんと述べていただくことになっていますので、できればこの辺も、きちんと再資源化されているのかどうかを事後調査報告でも確認していただきたいということです。

以上です。

小島審議会会長 今回の共通するところは、ここに出ているデータを少し整理して、どこに問題点があるか、そこに問題があるようでしたら、事務局の判断で、もう少し詳細に検討してみることなのではないでしょうか。

上田アセスメント担当課長 そうですね。地下水については、水位だけしかはかかっていな

いので、中杉先生がおっしゃったように、地下水の汚染が懸念されますので、その部分も今後は少し調べさせるようにいたしたいと思います。

あと、建設汚泥の話なのですけれども、許可された施設へ持ち込んで、そこで処理をして再資源化しているということは聞いています。ただ、マニフェストに最後の処理までは書いていないので、ここに記載はしていないと聞いています。

小島審議会会長 あと、区に報告したというところとか、この環境部に報告するとか、条例とか、規則が変わってこういうふうになるとか、そういうことなのですか。区に来れば、大体こちらでは把握している、あるいはもう区に任せてある。今の23ページの六価クロムのところで、汚染拡大防止措置を実施して新宿区へ報告したというのがありますね。だから、場合によっては、そちらを確認すれば、今言ったデータで判断できるのか、あるいは、今、ここに出ているように、計測そのものは余りしていないから、出したら、そういうものをするという、少し指導をする必要があるのか、その辺がちょっとよくわからない。

小川環境都市づくり課長 土壌汚染の処理に関してだけ言うと、この手続で区に、環境確保条例に基づいて、汚染防止の措置が終わった場合は届け出るという形になっていますので、これで法令的に終了という形で、事後報告に記載されているという理解をしていただいて結構だと思います。

小島審議会会長 どうぞ。

中杉委員 土壌汚染対策の完了届をしている場合は、地下水についてもちゃんとチェックをしているはずなのです。そういうものも含めて出してもらわないと、事後調査の報告にはならないだろうと思いますので。

小川環境都市づくり課長 今、中杉委員から御指摘があった、終わっているから、それだけでいいのだという話とは違うでしょうというお話ですので、そこは私どもも報告で、アセスで予測・評価をしたものについて、同じ資料であっても、事後調査の報告の中に記載させるという形で整理していきたいと思います。

小島審議会会長 これは本当の概要報告ですから、中をチェックしてやると、今のようなことについても何か、いろいろなデータはそれでやっているはずですね。だから、概要報告でまとめた内容と、中でやって読めるというのが、人によって読め方が違うかもしれないので、先ほどから皆さんがおっしゃっているのはそういうことで、ちょっと事務局で整理してもらって、幾つか、今、指摘いただいた案件について、どこに問題があるのか、データがないのか、あるのかとか、その辺もちょっと、さっとこれを見ただけではわからないような気

もするので、これについては、報告ですから、報告いただいたものについて、今みたいな御意見をいただいたので、これがしっかりそうになっているかということのを少し整理した上で、どういうふうに判断するかというのを決めていただければいいのではないかと思うのです。今、ここでと言っても、中身をかなり調べてみなくてはいけないなというところもあるかもしれないのでと思うのですが、いかがですかね。

小川環境都市づくり課長 できるだけ私どもも必要なデータはきちんとこちらの審議会に添付してお出しつつ、事業者の負担にならないように、それから、資料ですので、どこまで求めるかというのは1つ判断がありますので、また先生方と御相談させていただきながら検討させていただければと思います。

小島審議会会長 いろいろな意見をいただきましたが、そのようなことでワンクッションというか、再整理の期日を少しいただきたいということということで、こういう理解のもとで、それによって、必要あれば、また委員会、あるいは専門の先生と相談しながら、どういうふうに持っていくかについて、行政指導の問題もあるでしょうし、委員会でどう考えるかという問題と、今、判断するかと、両方があるみたいですので、その辺、整理していただいた上で、はかり方を事務局で判断してくださいということかもしれません。よろしく願います。

ほかに、違った件で何かございますか。今のは大分共通項があったので、一まとめにまとめたような話をしましたけれども、ほかにお気づきの点等ございましたら、どうぞ。

片谷委員 先ほどはかなり異論のようなことを申し上げたのですけれども、今度は別で、駒沢学園の事後調査報告書を見ますと、これは生物系の話ですので、私は専門外で、内容がどれほど妥当であるかという判断はしにくいところがあるのですけれども、事後調査はこういうふうにきっちり現地を調べて、それを報告書として出していただくというのが本来の姿だと思いますので、ここまできちんと製本しなければいけないとは思いませんけれども、やはり現地でしっかり状況を調べたものを出していただけるように、今後の案件についても事務局からぜひ指導をしていただきたいと思います。金をかければいいということではないのですけれども、やはりきちんと現地の状況が予測評価と一致しているのか、あるいはそれ以下の環境負荷で済んでいるのかということをチェックする意味で、事後調査報告書はすごく重要ですので、ぜひ、こういうものがきちんと毎回出てくるように、自分の所属と同じ業種だからほめるということではないのですけれども、事業者の姿勢というのも重要なことかなと感じますので、そのあたり、事務局からもぜひ小まめに指導していただきたいと思います。

小島審議会会長 多分、今、おっしゃったのと同じことだと思うのですけれども、非常に記述的なのですね。こうはかれと言うからはかりましたというのが非常に多いのだけれども、その結果をどういうふうに解釈して、今、ここの環境問題に反映したかというところが余り一般に書いていない。これはまだ見ていないのですが、資料を見ると、細かいのが全部、調査データは入っているのですね。だけれども、データをどういうふうに解釈したか、それで、今の環境問題に対してどう判断するかというのが報告書だと思うので。

片谷委員 これは結構書いてあります。

小島審議会会長 似たようなことを書いてありますか。そうすると、その辺はよろしいわけですね。要するに、データをきちんととって、それについて事後報告としてほしいと、最初におっしゃったこともそうだと思いますが、今後、そういう立場でやってくださいと、事業者にきちんとと言ってもらうことになりませんか。ありがとうございました。

ほかにございますか。よろしゅうございますでしょうか。それでは、今、いろいろ意見いただきましたが、その辺、整理しまして、はかるべきところはまたはかっていただくということで対処していただきたいと思います。ありがとうございました。

ほかにございますか。全体を通じて何かございますか。

それでは、次に移らせていただきます。「その他」については、事務局から、よろしくお願ひします。

小川環境都市づくり課長 事後調査の御意見ありがとうございました。

そうしましたら、皆様のお席の机の一番下にピンク色のファイルがあって、その上に環境基本計画がありまして、その上に条例の制度のパンフレットが挟まっていると思います。こちらをご覧くださいませでしょうか。

昨年の9月に法改正に伴う規定の整備ということで、本審議会で御検討いただきまして、今年の第1回定例都議会で条例改正を上程いたしまして、可決・成立いたしました。本年度、平成25年4月1日から条例が施行されてございます。その件、全く御案内してございませんでしたので、今日、このパンフレットを用いまして、こういう条文になりましたということで、御案内だけさせていただければと思います。

パンフレットをお開きいただきまして、13ページになります。字が小さくて恐縮なのですが、6章で法対象事業に係る手続に関する規定をしているところでございます。ここにつきまして、まず、第75条の2ということで、法アセスに係ります配慮書、法の計画段階アセスについて、知事意見を求められるという規定ができました。それに対する条例のほうでの

受けをつくったものでございます。知事は、事業者から配慮書に伴う意見を求められたときは、審議会の意見を聞いた上で意見を出しますという形で、ここの条文に規定させていただいております。これが1点。

お隣14ページを見ていただきまして、「第4節 法対象事業に係るその他の手続」ということで、ほとんどが読みかえ規定の書きぶりになっているのですけれども、第88条の第1項で、もともと法対象事業については条例アセスの手続をしないという規定をしておったのですけれども、第2種事業について、計画段階アセスについては任意になってございます。これが任意になってしまいますと、東京都の条例で計画段階アセスを求めている対象事業をやる人で、法対象事業の2種をやると、計画アセスを全くやらないでいい事業者が出てしまうということで、この抜け穴を規定するものを条文に入れてございます。

条文を読みますと、第88条の第1項のところなのですが、「法第2条第2項に規定する第1種事業及び同条第3項に規定する第2種事業については」というのが前の条文だったので、ここで括弧書きを入れまして「法第3条の10の第1項後段の規定による通知に係るものに限る。」ということで、要は、2種事業で計画段階アセスをやった人は除外するけれども、やらなかった人はこちらで読みかえて、都の条例の計画アセスをやってくださいという規定をしたものです。ここがその規定の1つになります。

それから、その後のところは、都の計画アセスを行いますと、飛び越して手続をできるという規定があるのですけれども、そこは読まないよという規定をしたりしているところがありまして、第88条の第6項になります。ここは事後調査の規定になりまして、これまでは法対象で事後調査をやると都の条例は規定が適用されなかったところですが、その適用の規定を抜いて、事後調査について、ちゃんとやってくださいという規定をここの項で求めたものでございます。

それから、最後が、同じ14ページの2段書きの右側の一番上になります。地方分権の関係で、都市計画の決定が東京都から区に移譲された関係がありまして、評価書をつくった後に、東京都の都市計画審議会にだけ送る規定だったので、これを区の都市計画審議会にも事業者は送付しなさいという規定に改めたところでございます。

あと、条項ずれとか、そういうものを今回の条例改正にあわせて行いましたけれども、大きく4つの御答申をいただいたものについては、こういう形で、全て条文の中に規定させていただいて、4月1日付けでスタートしたところでございます。

報告は以上でございます。

小島審議会会長 ありがとうございます。

これについては、以前に総会か何かで図を入れて説明された内容が、こういうふうきちんと条文化しましたという理解でよろしいと。

小川環境都市づくり課長 そのとおりでございます。条文にすると、こういう規定になってしまいますけれども。

小島審議会会長 こういうふうになりましたということで、御理解いただいているとおりですということですね。

小川環境都市づくり課長 はい。

小島審議会会長 ということを踏まえまして、何か御質問ございますか。よろしゅうございますか。

それでは、特に御発言ないようですので、条例改正については、説明はこれで終わらせていただきます。

そのほか、何かございますか。よろしいようでしたら、本日の審議はこれで終わりにさせていただきます。どうもありがとうございました。

傍聴人の方、これで御退場いただければと思います。よろしく申し上げます。

(傍聴人退場)

(午後5時28分閉会)